

別表2 水質検査に関する項目及び基準値

	項目	基準値	検査頻度
一般水質検査	一般細菌 大腸菌 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 鉄及びその化合物 塩化物イオン 有機物(全有機炭素(TOC)の量) pH値 味 臭気 色度 濁度	集落数100/ml以下であること。 検出されないこと。 0.04mg/L以下であること。 10mg/L以下であること。 0.3mg/L以下であること。 200mg/L以下であること。 3mg/L以下であること。 5.8以上8.6以下であること。 異常でないこと。 異常でないこと。 5度以下であること。 2度以下であること。	1年以内ごとに1回
トリクロロエチレン等水質検査	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン 四塩化炭素 ジクロロメタン シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2ジクロロエチレン 1,4-ジオキサン ベンゼン	0.01mg/L以下であること。 0.01mg/L以下であること。 0.002mg/L以下であること。 0.02mg/L以下であること。 0.04mg/L以下であること。 0.05mg/L以下であること。 0.01mg/L以下であること。	3年以内ごとに1回
菌検査等	クリプトスポリジウム* ジアルジア* 大腸菌 嫌気性芽胞菌(ウエルシュ菌芽胞)	検出されないこと。 (ただし、クリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる施設が整備されている場合を除く。)	「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」により汚染のおそれのレベルに応じた頻度
簡易水質検査	残留塩素の含有量 色度 濁度 臭気 味	遊離残留塩素の場合:0.2ppm以上 結合残留塩素の場合:1.5ppm以上 5度以下であること。 2度以下であること。 異常でないこと。 異常でないこと。	受水槽又は高置水槽の定期清掃を実施した直後